

委員会提出議案第3号

市長の専決処分事項の指定についての一部改正

市長の専決処分事項の指定についての一部を次のとおり改正する。

平成23年12月20日提出

議会運営委員会

委員長 太田 文人

提案理由

市長の専決処分事項の指定に、議会の議決を得た工事又は製造の請負契約について、契約金額を減額変更することを新たに追加し、及び例規整備を図るため、本案を提出する。

市長の専決処分事項の指定についての一部改正

市長の専決処分事項の指定について（昭和 62 年 3 月 23 日議決）の一部を次のように改正する。

第 2 項第 1 号中「てん補される」を「填補される」に改め、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 議会の議決を得た工事又は製造の請負契約について、契約金額を減額変更すること。

付 則

この議案は、議決の日から施行する。